

第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方についての 公聴会及び意見募集の結果（意見の概要）

第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・ 女性に対する暴力だけでなく男性に対する暴力についても言及すべき。「あらゆる」暴力の根絶とすべき。
- ・ 人権が保障され安心して暮らすことのできる社会環境の整備を確立すべき。全体にジェンダー視点の配慮を求める。
- ・ 障害者、高齢者、外国人、LGBT等被害者の属性等に応じた対応について具体的な取組を示すべき。
- ・ マイノリティ(部落、アイヌ、性的マイノリティなど)についても明確に記載すべき(外国人等の「等」に含めるべきではない。)
- ・ 施策の基本方向に、女性の人権が尊重され、総合的で切れ目のない支援・支援体制の確立に向けて具体的な政策展開を目指すことを盛り込んでほしい。
- ・ 広報啓発の対象者を高齢者のみならず障害者、外国人などマイノリティに携わる職務関係者まで拡大すべき。
- ・ 予防啓発教育(インターネットの適切な利用や危険性に関する教育、暴力を許さない人権教育、ジェンダー教育など)を推進すべき。予防啓発教育は若年層だけでなく社会人にも行うべき。
- ・ 多言語での広報啓発、外国語に対応できる警察官や相談員を配置すべきである。
- ・ 人材育成の範囲を法曹以外にも広げるべき。職務関係者に対する研修の内容を充実させるべき。
- ・ 刑事司法関係者への研修は具体的に記載すべき(裁判官以下、2年に1度などと)。
- ・ DV・性暴力被害者のための24時間無料ホットライン(無料・多言語対応)を国が実施すべき。
- ・ 実効性ある施策にするために、民間支援団体を含めた協議、調査研究を行うべき。
- ・ 高齢者や障害者のために施設のバリアフリーを進めるべき。施設の老朽化対策をすべき。
- ・ DV・性暴力・セクハラの実態調査を実施し、実効性のある施策につなげるべき。
- ・ 二次被害を防止するため、職員への研修実施など対策を充実すべき。

- ・ 配偶者暴力相談支援センターや一時保護所を増設すべき。DV被害者支援について、地域間格差がなくなるようにすべき。
- ・ 配偶者暴力防止法について、生活の本拠を共にしない交際相手(デートDV)まで対象を拡大、加害者教育プログラム実施などの加害者処罰、保護命令について見直すなどすべき。同性の交際相手も法の対象とすべき。
- ・ DV冤罪の防止策を講ずるべき(DVの判断は証拠主義に基づき、警察の捜査に委ねるべき)。
- ・ 被害からの回復、人間関係の再構築や生活能力の再生を目指した自立支援システムを構築すべき。
- ・ 相談員・支援員の実態を把握し、待遇の改善(不安定な雇用形態・低賃金)や研修の機会を確保すべき。また研修の内容を充実すべき。
- ・ DV被害者支援のため、専門性の高い臨床心理士を配置すべき。
- ・ 面前DVなどが多いため、学校・保育所・幼稚園で子供たちの精神的サポートができる体制を作るべき。
- ・ DVのある家庭で育った子供に対しても被害者同様中長期的なケアが必要であり、児童相談所等関係機関の連携を強化し、支援を推進する。
- ・ DV・性犯罪の加害者更生プログラムを実施すべき。またプログラム実施のための有資格者を育成すべき。
- ・ DV・ストーカー被害者の安全確保のための情報漏えい防止策を講じるべき。
- ・ 地方公共団体を越えた広域連携の強化を図るべき。
- ・ 民間支援団体との連携の促進、民間支援団体(民間シェルター)への財政援助をすべき。
- ・ 携帯電話・スマートフォンの一時預かりの再考など、一時保護要件を見直すべき。一時保護のための入居条件も厳しいため、基準を見直すべき。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターに対する予算を措置すべき(支援センターの対応の改善のため)。
- ・ 住宅問題について、公営住宅の提供を増やすべき。公営住宅の入居条件を緩和すべき。
- ・ 外国籍のDV被害者の在留資格を維持するなど人権を尊重した対応がなされるべき。
- ・ 婦人相談所の機能的な見直しをすべき(DV・ストーカー被害者の保護など対象が広がりすぎ。本来法の保護対象であった要保護女子のための施設が不足したり、支援が不十分になっている。)
- ・ ホテル代の提供などによる保護について拡充し、ストーカー被害者の安全を図ってほしい。

- ・ ストーカー加害の防止について広報啓発すべきである。ストーカー加害者には治療が必要である。
- ・ 警察はストーカー被害の訴えがあった場合は、管轄地域を越えた連携をきちんと行うべき。
- ・ ストーカー対策について具体的に施策を盛り込むべき(ストーカー事案に対応する相談窓口の設置、マニュアルの作成など)。中長期的支援システムの構築や、人材を育成すべき。
- ・ 「ストーカー行為規制のあり方検討会」報告書の提言に基づき、ストーカー規制法を改正すべき。
- ・ ワンストップ支援センターを全都道府県に少なくとも1か所は設置するなどという数値目標をあげるべき。また性犯罪被害者の生活支援や性暴力からの回復まで長期的に支援する性暴力被害者回復支援センターを設置すべき。支援コーディネーターや支援員の人材育成を図るべき。
- ・ ワンストップ支援センターの拠点病院を増やすために、性暴力被害者の診察・治療に関わる診療報酬の見直しを検討すべき。性暴力被害者支援の専門看護師を養成すべきである。
- ・ ワンストップ支援センター設置を義務付けるため、性暴力被害者支援法を作るべき。また性暴力被害者が裁判で2次被害にあわないようにレイプシールド法を作るべき。性暴力禁止法を作るべき。
- ・ 被害届を出さなくても、治療、緊急避妊、カウンセリングなどが公費負担となるようにすべき。
- ・ PTSDなど性暴力の後遺症について診断・治療できる精神科医や心理士を養成すべき。
- ・ 性暴力被害実態に即した刑法(強姦罪)の改正すべき(厳罰化、公訴時効撤廃、構成要件見直し(暴行・脅迫要件の緩和、性別の不問)、配偶者間の強姦成立を明記、性交同意年齢の引上げ)。
- ・ 強姦罪の非親告罪化・性交同意年齢の引き下げはすべきではない。
- ・ 性暴力・性犯罪と併記してほしい。
- ・ 性暴力被害者が安全に生活できるように急性期のホテル代、引っ越し料金、公営住宅の優先入居などの制度化を進めるべき。
- ・ 子供の性暴力・性虐待の早期発見を目指した取組を行うべき。被害にあった子供に対して精神的・心理的ケアを行うべき。
- ・ 児童相談所で子供が必要な相談・支援を受けられるように専門職員を配置し、機能を拡充すべき。性被害にあった子供ための対応マニュアルを整備すべき。
- ・ 教員、児童相談所の職員など、子供への性虐待、性暴力、性犯罪被害に対処、支援す

るための研修を実施すべき。児童相談所、関係機関、司法関係の連携、ケースカンファレンスを行うべき。

- ・ 第2次児童ポルノ排除総合対策を一層推進すべき。DVD・インターネット上の性暴力表現についても人権侵害であるとの啓発・広報活動を強化すべき。
- ・ 児童ポルノの単純所持も禁止すべき。児童ポルノ法に違反する製作者・販売者の取り締まりを強化すべき。
- ・ 家庭内での性的虐待が多い。「身近な者」とは誰を指すのか具体的に明記すべき。
- ・ 司法面接を導入し、関係機関職員（警察、検察、児童相談所）に対する司法面接に係る研修をすべき。
- ・ 「児童ポルノ」という名称が不適であり、積極的に表現を変えるべき。成人の嗜好の「ポルノ」とは全く違うものである。
- ・ 児童虐待防止法の改正を検討すべき（性的虐待の対象範囲の拡大）
- ・ 売春防止法を改正すべき（婦人補導院廃止、売春の相手側への罰則、女性の人権保護を明記）。
- ・ 売春に関わるおそれのある男性・男児に対する学習・指導の充実を図るべき。
- ・ 売買春に関する具体的な取組を記載すべき。若年女性への施策は民間団体との連携を盛り込んでほしい。
- ・ 売春と人身取引は密接に絡み合っている。人身取引と売春の関連性を強調するような書き方や、取組をすべき。
- ・ 人身取引被害者の保護及び支援について、医療面や早期帰国のための支援体制の一層の充実を図るべき。
- ・ 国内での防止策、広報啓発のみならず、海外との国際協力を通じて人身取引を撲滅すべき。
- ・ 人身取引被害者に特化した短期及び中期的支援を行う施設を設置すべき。人身取引対策政策を担当する中央機関を設置すべき。人身取引に対する包括的な法を作るべき。
- ・ 人身取引の被害者認定範囲が極めて狭い。何らかの搾取と被害を受けていると判断できる場合は状況に応じて保護や支援を行うべき。
- ・ 均等法の周知、セクハラ労災に関する窓口担当者の研修を実施する。被害者の相談支援機関の設置は必要。
- ・ 教育現場でのセクハラ相談や苦情に対処できる体制の整備、被害者の精神的ケアの取組を具体的に示すべき。
- ・ セクハラ加害者を処罰する規定を置き、被害者の被害回復支援を強化すべきである。

- ・ セクハラ加害者が再加害を繰り返すことを防ぐための施策を行うべき。
- ・ 国家公務員のセクハラ対策を盛り込むべき。
- ・ 同性に対するものもセクハラに含まれることを明記すべき。性的指向や性自認を理由とする差別的言動がセクハラに含まれることを明記すべき。
- ・ 性の商品化予防やメディアリテラシーなどの研修を会社や自治体で実施すべき。メディアリテラシーはインターネットの性情報リテラシーと記載すべき。
- ・ リベンジポルノ法の検証を行うべき。
- ・ 女性・子供の人権を侵害する性暴力表現(スポーツ紙、雑誌、週刊誌、AV、ゲームなど)については規制すべき。
- ・ 児童ポルノの単純所持も処罰の対象となったことをもっと広報すべき。
- ・ メディア産業の性・暴力表現の自主規制に関しては、「表現の自由」や作品のストーリー・性格を尊重することを明記すべき。
- ・ 性暴力表現の規制反対。メディアにおける性・暴力表現は実在もしないため女性に対する人権侵害とは言えない。男女共同参画を阻害するという根拠はない。
- ・ DV被害者が配偶者の同意なく中絶できるよう母体保護法を改正すべき。